

○小田原市若者応援事業費補助金交付要綱

令和5年4月1日要綱第43号

小田原市若者応援事業費補助金交付要綱
改正

令和6年4月1日要綱第50号

令和7年3月31日要綱第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市若者応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の目的)

第2条 若者が描く夢を実現できる魅力的なまちづくりを進めるため、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、補助金を申請する年度の4月1日時点で、15歳以上40歳未満の個人又は当該年齢に該当する者で構成される団体の代表者（義務教育を終了しない者を除く。）（以下「申請者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下「市条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等

(2) 市条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(3) 市条例第2条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

3 市長は、必要に応じ、補助を受ける者について、前項に定めるもののいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人同意を得るものとする。

4 市長は、補助金の交付決定を受けた者が第2項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業は、本市のまちづくりに寄与する取組であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 若者や女性が活躍できる場を創出するもの

(2) 本市への愛着や誇りを醸成させるもの

(3) 地域活性化に繋がるもの

(4) 人と人との繋がりを促進するもの

(5) 地域の魅力を広く発信するもの

(6) SDGsの推進に関するもの

(7) 文化・伝統の継承に繋がるもの

(8) 福祉・健康づくりを促進するもの

(9) 自然環境や環境保全を図るもの

(10) 安心・安全な地域づくりを促進するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 営利を主たる目的とする事業

(2) 事業実施団体や特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

(3) 政治又は宗教に関わる事業

(4) 国、都道府県その他地方公共団体若しくは民間団体等から助成を受けている場合又は受ける

見込みのある事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 食糧費
- (5) 印刷製本費
- (6) 通信運搬費
- (7) 広告料
- (8) 手数料
- (9) 保険料
- (10) 委託料
- (11) 使用料及び賃借料
- (12) 備品購入費

(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の実支出額(当該補助金以外の収入があるときは、その収入額を差し引いた金額)とし、その限度額は、30万円とする。ただし、補助金を申請する年度の4月1日時点で18歳未満の者が申請する場合は、限度額を10万円とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の事業認定及び交付を受けようとする申請者は、市長が別に定める期日までに、小田原市若者応援事業費補助金事業認定及び交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び概要書
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 運営体制報告書(様式第3号)

2 補助金を申請する年度の4月1日時点で18歳未満の者が申請する場合若しくは団体の構成員に含まれる場合は、保護者等(親権者である父母又は未成年後見人等をいう。)による同意書(様式第4号)を、市長に提出しなければならない。

(審査)

第8条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、小田原市若者応援事業費補助金審査委員会により、補助金を交付する事業(以下「交付対象事業」という。)を選考する。

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による審査をもって、交付対象事業を決定したときは、小田原市若者応援事業費補助金事業認定(不認定)及び交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(交付決定の変更等)

第10条 補助金事業認定及び交付決定を受けた者(以下「補助団体等」という。)は、やむを得ない理由により交付対象事業の内容を変更する場合は、小田原市若者応援事業費補助金事業内容変更承認申請書(様式第6号)又は小田原市若者応援事業費補助金交付額変更承認申請書(様式第7号)に次に掲げる書類等のうち、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要な資料

2 市長は、前項に規定する書類の提出を受け、これを承認したときは、小田原市若者応援事業費補助金事業内容変更承認(不承認)通知書(様式第8号)又は小田原市若者応援事業費補助金交付額変更承認(不承認)通知書(様式第9号)により補助団体等に通知するものとする。

3 補助団体等は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、小田原市若者応援事業費補助金交付決定取消申請書(様式第10号)を、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する書類の提出を受け、これを承認したときは、小田原市若者応援事業費補

助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助団体等に通知するものとする。

- 5 補助団体等は交付対象事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（報告）

第11条 補助団体等は、事業の完了日から30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、小田原市若者応援事業費補助金実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 成果報告書
- （2） 収支決算書
- （3） その他の必要な資料

（補助金の確定）

第12条 市長は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書に係る書類の審査、必要に応じた現地調査等により、交付対象事業の成果が第9条の規定による交付決定の内容と相違がないか確認し、補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、小田原市若者応援事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）（以下「交付額確定通知書」という。）により補助団体等に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により交付額確定通知書による通知を受けた補助団体等が補助金の支払を受けようとするときは、速やかに小田原市若者応援事業費補助金交付額請求書（様式第14号）（以下「交付額請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、交付額請求書により請求を受けた日の翌日から起算して1月以内に、当該請求をした補助団体等に対して補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第15条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、必要があると認めるときは、補助金を概算払により、補助団体等に対して支払うことができるものとする。

- 2 補助団体等は、前項の概算払を受けようとするときは、小田原市若者応援事業費補助金交付額請求書（概算払）（様式第15号。以下「交付額請求書（概算払）」という。）及び誓約書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、交付額請求書（概算払）により請求を受けた日の翌日から起算して1月以内に、当該請求をした補助団体等に対して補助金を交付するものとする。

（補助金の精算）

第16条 前条の規定により補助金の概算払を受けた補助団体等は、第12条による補助金の額の確定後、速やかに小田原市若者応援事業費補助金概算払精算報告書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助団体等は、補助金の確定額が概算払を受けた金額に達しなかった場合は、その差額に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第17条 市長は、補助団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） その他本要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助団体等に対し、小田原市若者応援事業費補助金返還通知書（様式第18号）により当該補助金の全額又は一部を返還させることができる。

- 3 市長は、補助団体等が第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、これによって補助団体等に損害が生じた場合においても、その賠償の責めを負わない。

（書類の整備等）

第18条 補助団体等は、交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該交付対象事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（届出事項）

第19条 補助団体等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

（1） 住所若しくは所在地又は名称を変更したとき。

（2） 代表者を変更したとき。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日要綱第50号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日要綱第47号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。